

有料老人ホームとの 契約トラブルにご注意!

高齢社会が急速に進展する中で、都内の消費生活センターには、有料老人ホームとの契約・解約時のお金に関するトラブルについて、さまざまな相談が寄せられています。

入居前に費用など『お金に関すること』について十分に確認を行うことが、入居後や解約時のトラブル防止につながります。

実際のお金に関するトラブル事例

- 医療体制の充実をうたったパンフレットを見て入居を決めたが、病気により1年半で退去せざるを得なかった。その際、入居一時金450万円は、10万円しか返還されないとされた。
- ホーム入居後、夫が2週間ほどで病気のため死亡した。入居一時金350万円の返還を求めたが、入居時に一括償却しており、死亡の場合は「90日ルールによる全額返金」は適用されないとされた。
- 入居後、経営者から経営が成り立たないとの理由で、月額利用料の値上げを提案された。

消費者の皆さんへのアドバイス

- 契約する前には、入居一時金などの費用について十分な説明を受け、契約内容を理解し、納得したうえで契約しましょう。
- お金に関するトラブルを防ぐため、契約前には、「入居契約書」「重要事項説明書」などをしっかり確認しましょう。
- 契約書などの関係書類は、ホームを退去するまで保管しておきましょう。



※東京都では、契約トラブル防止のためのリーフレット(チェックシート付き)を作成しています。

- ◆ 有料老人ホームを選ぶ際には、立地や周辺の環境、運営方針、退去要件、経営状態、居室や共用設備、施設レイアウトなどホームの内容を知ること、介護・生活支援・食事・医療関連などの各種サービスや協力医療機関の情報等を収集すること、実際に体験入居をしてみるなどが大切です。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

土曜日も相談できます

☎ 03-3235-1155

受付時間
月～土:9時～16時

※日曜・祝日・
年末年始はお休みです

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

▲ このリーフレットは、ホームページ「東京暮らしWEB」からご覧いただけます。

東京暮らしWEB | <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/leaflet/>

このページは、東京都と東京都生活協同組合連合会の協働事業により掲載しています。